

別紙 八千代市地域防災計画【風水害編】対照表

頁	暫定運用	現行																
2-2 名称 変更	第2章 災害予防計画 第3節 被害の軽減・防止 第1 水害の軽減・防止 4 警戒避難体制の整備 【総務部 都市整備部 上下水道局 健康福祉部】 (1) 警戒避難体制の整備 市は、浸水想定区域ごとに、 <u>大雨警報</u> 等の伝達方法、避難所、その他市民や要配慮者利用施設の利用者等の避難を円滑に行うための措置を本計画に定める。	第2章 災害予防計画 第3節 被害の軽減・防止 第1 水害の軽減・防止 4 警戒避難体制の整備 【総務部 都市整備部 上下水道局 健康福祉部】 (1) 警戒避難体制の整備 市は、浸水想定区域ごとに、 <u>洪水警報</u> 等の伝達方法、避難所、その他市民や要配慮者利用施設の利用者等の避難を円滑に行うための措置を本計画に定める。																
2-5 名 称 変更	第2 土砂災害の軽減・防止 3 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の確立 【総務部 健康福祉部 都市整備部】 (1) 警戒避難体制の整備 市内には、～（省略） また、市は、 <u>土砂災害警報</u> や <u>土砂災害危険警報</u> の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、 <u>土砂災害警報</u> の危険度分布や土砂災害警戒判定メッシュ情報などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等を発令できるよう、体制の強化を図る。	第2 土砂災害の軽減・防止 3 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の確立 【総務部 健康福祉部 都市整備部】 (1) 警戒避難体制の整備 市内には、～（省略） また、市は、 <u>大雨警報（土砂災害）</u> や <u>土砂災害警戒情報</u> の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、 <u>大雨警報（土砂災害）</u> の危険度分布や土砂災害警戒判定メッシュ情報などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等を発令できるよう、体制の強化を図る。																
2-5 名 称 変更	第3 風害の軽減・防止 【総務部 都市整備部 経済環境部】 1 風害防止対策 (1) 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発 市は、県と連携し、～（省略） なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼び掛ける「予告的な気象情報」と、「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「 <u>気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）</u> 」があり、「予告的な気象情報」と「雷注意報」は各地の気象台から、「 <u>気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）</u> 」は気象庁から発表される。各気象情報の内容は次のとおりである。 <table><tr><th>気象情報</th><th>内 容</th></tr><tr><td>予 告 的 な 気 象 情 報</td><td>① 低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から2～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 ② 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。</td></tr><tr><td>雷 注 意 報</td><td>① 積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 ② 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。</td></tr><tr><td><u>気 象 防 災 速 報 （竜巻注意／竜 巻 目 撃 ）</u></td><td>① 気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 ② 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1 時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、<u>気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）</u>を再度発表する。 ③ 竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。</td></tr></table>	気象情報	内 容	予 告 的 な 気 象 情 報	① 低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から2～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 ② 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。	雷 注 意 報	① 積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 ② 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。	<u>気 象 防 災 速 報 （竜巻注意／竜 巻 目 撃 ）</u>	① 気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 ② 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1 時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、 <u>気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）</u> を再度発表する。 ③ 竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。	第3 風害の軽減・防止 【総務部 都市整備部 経済環境部】 1 風害防止対策 (1) 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発 市は、県と連携し、～（省略） なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼び掛ける「予告的な気象情報」と、「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「 <u>竜巻注意情報</u> 」があり、「予告的な気象情報」と「雷注意報」は各地の気象台から、「 <u>竜巻注意情報</u> 」は気象庁から発表される。各気象情報の内容は次のとおりである。 <table><tr><th>気象情報</th><th>内 容</th></tr><tr><td>予 告 的 な 気 象 情 報</td><td>① 低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から2～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 ② 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。</td></tr><tr><td>雷 注 意 報</td><td>① 積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 ② 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。</td></tr><tr><td><u>竜 巻 注 意 情 報</u></td><td>① 気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 ② 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1 時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、<u>竜巻注意情報</u>を再度発表する。 ③ 竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。</td></tr></table>	気象情報	内 容	予 告 的 な 気 象 情 報	① 低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から2～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 ② 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。	雷 注 意 報	① 積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 ② 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。	<u>竜 巻 注 意 情 報</u>	① 気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 ② 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1 時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、 <u>竜巻注意情報</u> を再度発表する。 ③ 竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。
気象情報	内 容																	
予 告 的 な 気 象 情 報	① 低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から2～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 ② 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。																	
雷 注 意 報	① 積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 ② 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。																	
<u>気 象 防 災 速 報 （竜巻注意／竜 巻 目 撃 ）</u>	① 気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 ② 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1 時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、 <u>気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）</u> を再度発表する。 ③ 竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。																	
気象情報	内 容																	
予 告 的 な 気 象 情 報	① 低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から2～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 ② 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。																	
雷 注 意 報	① 積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 ② 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。																	
<u>竜 巻 注 意 情 報</u>	① 気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 ② 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1 時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、 <u>竜巻注意情報</u> を再度発表する。 ③ 竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。																	

別紙 八千代市地域防災計画【風水害編】対照表

頁		暫定運用		現行																									
		竜 巻 発 生 確 度 ナ ウ キ ャ ス ト ① 気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風の可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。 ② 平常時を含めて常時10 分ごとに発表される。 ③ 発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。		竜 巻 発 生 確 度 ナ ウ キ ャ ス ト ① 気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風の可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。 ② 平常時を含めて常時10 分ごとに発表される。 ③ 発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。																									
3-1	名 称 変 更	(1) 気象特別警報、<u>危険警報</u>、警報、注意報等 気象特別警報、<u>危険警報</u>、警報、注意報等は、銚子地方気象台から発表される。 <table><tr><th colspan="2">発 表 の 種 類</th></tr><tr><td>特別警報</td><td><u>レベル5大雨，レベル5土砂災害，レベル5氾濫，暴風，暴風雪，大雪</u></td></tr><tr><td>危険警報</td><td><u>レベル4大雨，レベル4土砂災害，レベル4氾濫</u></td></tr><tr><td>警報</td><td><u>浸水警報，レベル3大雨警報，レベル3土砂災害，レベル3氾濫，暴風，暴風雪，大雪</u></td></tr><tr><td>注意報</td><td><u>浸水注意報，レベル2大雨，レベル2土砂災害，レベル2氾濫，強風，風雪，大雪，雷，濃霧，乾燥，低温，霜，着氷（雪）</u></td></tr></table> (注) 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に，土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に，土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に，浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に，それぞれ含めて行われる。 土砂崩れ特別警報は，「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は，「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。		発 表 の 種 類		特別警報	<u>レベル5大雨，レベル5土砂災害，レベル5氾濫，暴風，暴風雪，大雪</u>	危険警報	<u>レベル4大雨，レベル4土砂災害，レベル4氾濫</u>	警報	<u>浸水警報，レベル3大雨警報，レベル3土砂災害，レベル3氾濫，暴風，暴風雪，大雪</u>	注意報	<u>浸水注意報，レベル2大雨，レベル2土砂災害，レベル2氾濫，強風，風雪，大雪，雷，濃霧，乾燥，低温，霜，着氷（雪）</u>	(1) 気象特別警報、警報、注意報等 気象特別警報、警報、注意報等は、銚子地方気象台から発表される。 <table><tr><th colspan="2">発 表 の 種 類</th></tr><tr><td>気象特別警報</td><td>大雨特別警報，暴風特別警報，暴風雪特別警報，大雪特別警報</td></tr><tr><td>その他の特別警報</td><td>土砂崩れ特別警報</td></tr><tr><td>気象警報</td><td>暴風警報，暴風雪警報，大雨警報，大雪警報</td></tr><tr><td>その他の警報</td><td>洪水警報，浸水警報，土砂崩れ警報</td></tr><tr><td>気象注意報</td><td>風雪注意報，強風注意報，大雨注意報，大雪注意報，濃霧注意報，雷注意報，乾燥注意報，着氷（雪）注意報，霜注意報，低温注意報</td></tr><tr><td>その他の注意報</td><td>洪水注意報，浸水注意報，土砂崩れ注意報</td></tr></table> (注) <u>土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に，土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に，土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に，浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に，それぞれ含めて行われる。</u> <u>土砂崩れ特別警報は，「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は，「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。</u>		発 表 の 種 類		気象特別警報	大雨特別警報，暴風特別警報，暴風雪特別警報，大雪特別警報	その他の特別警報	土砂崩れ特別警報	気象警報	暴風警報，暴風雪警報，大雨警報，大雪警報	その他の警報	洪水警報，浸水警報，土砂崩れ警報	気象注意報	風雪注意報，強風注意報，大雨注意報，大雪注意報，濃霧注意報，雷注意報，乾燥注意報，着氷（雪）注意報，霜注意報，低温注意報	その他の注意報	洪水注意報，浸水注意報，土砂崩れ注意報
発 表 の 種 類																													
特別警報	<u>レベル5大雨，レベル5土砂災害，レベル5氾濫，暴風，暴風雪，大雪</u>																												
危険警報	<u>レベル4大雨，レベル4土砂災害，レベル4氾濫</u>																												
警報	<u>浸水警報，レベル3大雨警報，レベル3土砂災害，レベル3氾濫，暴風，暴風雪，大雪</u>																												
注意報	<u>浸水注意報，レベル2大雨，レベル2土砂災害，レベル2氾濫，強風，風雪，大雪，雷，濃霧，乾燥，低温，霜，着氷（雪）</u>																												
発 表 の 種 類																													
気象特別警報	大雨特別警報，暴風特別警報，暴風雪特別警報，大雪特別警報																												
その他の特別警報	土砂崩れ特別警報																												
気象警報	暴風警報，暴風雪警報，大雨警報，大雪警報																												
その他の警報	洪水警報，浸水警報，土砂崩れ警報																												
気象注意報	風雪注意報，強風注意報，大雨注意報，大雪注意報，濃霧注意報，雷注意報，乾燥注意報，着氷（雪）注意報，霜注意報，低温注意報																												
その他の注意報	洪水注意報，浸水注意報，土砂崩れ注意報																												
3-2	名 称 変 更	(2) <u>気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）</u> 積乱雲の下で発生する竜巻，ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に天気予報の対象と同じ発表単位（北東部，北西部，南部）で発表される情報。 (3) <u>気象防災速報（記録的短時間大雨）</u> 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨 ～（省略） (4) 土砂災害警戒情報 大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時，市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう，対象となる市町村を特定して発表される情報。		(2) <u>竜巻注意情報</u> 積乱雲の下で発生する竜巻，ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に天気予報の対象と同じ発表単位（北東部，北西部，南部）で発表される情報。 (3) <u>記録的短時間大雨情報</u> 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨 ～（省略） (4) <u>土砂災害警戒情報</u> <u>大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時，市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう，対象となる市町村を特定して発表される情報。</u>																									

別紙 八千代市地域防災計画【風水害編】対照表

頁	暫定運用	現行																								
3-2 名 称 変 更	(5) 危険度分布（キキクル） 警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで土砂災害、浸水害、洪水災害の危険度が高まっているのか、の実況値または予測値が警報・注意報の基準に到達しているのかを面的に確認できる情報。 <table><tr><th>情報項目</th><th>情報の意味（更新間隔）</th><th>備 考</th></tr><tr><td>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）</td><td>大雨による土砂災害の危険度の高まりを、地図上に5段階で表示（10分，2時間先まで）</td><td><u>土砂災害警報</u>を補足する情報</td></tr><tr><td>大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）</td><td>短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを，地図上に5段階で表示（10分，1時間先まで）</td><td>大雨警報 （浸水害）を補足する情報</td></tr><tr><td>洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）</td><td>指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示（10分，3時間先まで）</td><td><u>大雨警報</u>を補足する情報</td></tr></table>	情報項目	情報の意味（更新間隔）	備 考	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害の危険度の高まりを、地図上に5段階で表示（10分，2時間先まで）	<u>土砂災害警報</u> を補足する情報	大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを，地図上に5段階で表示（10分，1時間先まで）	大雨警報 （浸水害） を補足する情報	洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示（10分，3時間先まで）	<u>大雨警報</u> を補足する情報	(5) 危険度分布（キキクル） 警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで土砂災害、浸水害、洪水災害の危険度が高まっているのか、の実況値または予測値が警報・注意報の基準に到達しているのかを面的に確認できる情報。 <table><tr><th>情報項目</th><th>情報の意味（更新間隔）</th><th>備 考</th></tr><tr><td>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）</td><td>大雨による土砂災害の危険度の高まりを，地図上に5段階で表示（10分，2時間先まで）</td><td>大雨警報（土砂災害）を補足する情報</td></tr><tr><td>大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）</td><td>短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを，地図上に5段階で表示（10分，1時間先まで）</td><td>大雨警報（浸水害）を補足する情報</td></tr><tr><td>洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）</td><td>指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示（10分，3時間先まで）</td><td>洪水警報を補足する情報</td></tr></table>	情報項目	情報の意味（更新間隔）	備 考	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害の危険度の高まりを，地図上に5段階で表示（10分，2時間先まで）	大雨警報（土砂災害）を補足する情報	大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを，地図上に5段階で表示（10分，1時間先まで）	大雨警報（浸水害）を補足する情報	洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示（10分，3時間先まで）	洪水警報を補足する情報
情報項目	情報の意味（更新間隔）	備 考																								
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害の危険度の高まりを、地図上に5段階で表示（10分，2時間先まで）	<u>土砂災害警報</u> を補足する情報																								
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを，地図上に5段階で表示（10分，1時間先まで）	大雨警報 （浸水害） を補足する情報																								
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示（10分，3時間先まで）	<u>大雨警報</u> を補足する情報																								
情報項目	情報の意味（更新間隔）	備 考																								
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害の危険度の高まりを，地図上に5段階で表示（10分，2時間先まで）	大雨警報（土砂災害）を補足する情報																								
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを，地図上に5段階で表示（10分，1時間先まで）	大雨警報（浸水害）を補足する情報																								
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示（10分，3時間先まで）	洪水警報を補足する情報																								
3-7 気 象 解 説 情 報 の 新 設 及 び 名 称 変 更	第2節 応急活動体制 第1 警戒配備等【総務部 企画部 健康福祉部 都市整備部 上下水道部 消防部】 1 警戒配備体制 (1) 配備検討会 総務部長は，気象状況，異常現象，雨量・水位及び警報の発表状況等から，～（省略） (1) 台風の接近が予想される場合など，事前に対策が必要と見込まれるとき (2) 気象庁より<u>気象解説情報（線状降水帯半日前予測若しくは大雨）が発表されたとき</u> (3) 気象状況などから避難所の設置が必要と見込まれるとき (4) 本市周辺の河川の水防警報又は利根川下流等の洪水予報が発表されたとき (5) 印旛利根川水防事務組合や近隣の自治体が水防本部を設置したとき，又は水防配備体制を発令したとき (6) その他，被害の発生が予想される場合で，総務部長が必要と認めたとき	第2節 応急活動体制 第1 警戒配備等【総務部 企画部 健康福祉部 都市整備部 上下水道部 消防部】 1 警戒配備体制 (1) 配備検討会 総務部長は，気象状況，異常現象，雨量・水位及び警報の発表状況等から，～（省略） (1) 台風の接近が予想される場合など，事前に対策が必要と見込まれるとき (2) 気象庁発表の<u>府県気象情報</u>において，100mmを超える降雨が予想されたとき (3) 気象状況などから避難所の設置が必要と見込まれるとき (4) 本市周辺の河川の水防警報又は利根川下流等の洪水予報が発表されたとき (5) 印旛利根川水防事務組合や近隣の自治体が水防本部を設置したとき，又は水防配備体制を発令したとき (6) その他，被害の発生が予想される場合で，総務部長が必要と認めたとき																								
3-11 洪 水 警 報 等 の 運 用 停 止 及 び 名 称 変 更	第2 応急対策本部 【本部事務局 各部】 1 設置基準及び配備体制 市長は，次の条件において必要と認めたときは，応急対策本部を設置し，～（省略） (1) 台風等の接近に伴い，大雨注意報若しくは<u>土砂災害注意報</u>が発表され，かつ，市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき (2) 市内に大雨警報，<u>土砂災害警報</u>，暴風警報などの警戒レベル3相当の気象情報等が発表されたとき (3) 深夜から明け方に前記の気象情報の発表が予想され，総務部長が必要と認めたとき (4) 20mm／時間以上の降雨が数時間予想されるとき (5) 高齢者等避難を発令したとき (6) その他大きな被害の発生が予想される場合で，総務部長が必要と認めたとき	第2 応急対策本部 【本部事務局 各部】 1 設置基準及び配備体制 市長は，次の条件において必要と認めたときは，応急対策本部を設置し，～（省略） (1) 台風等の接近に伴い，大雨注意報若しくは<u>洪水注意報</u>が発表され，かつ，市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき (2) 市内に大雨警報，<u>洪水警報</u>，暴風警報などの警戒レベル3相当の気象情報等が発表されたとき (3) 深夜から明け方に前記の気象情報の発表が予想され，総務部長が必要と認めたとき (4) 20mm／時間以上の降雨が数時間予想されるとき (5) 高齢者等避難を発令したとき (6) その他大きな被害の発生が予想される場合で，総務部長が必要と認めたとき																								

別紙 八千代市地域防災計画【風水害編】対照表

頁		暫定運用		現行	
3-12		応急対策本部設置時の配備基準及び配備体制		応急対策本部設置時の配備基準及び配備体制	
洪水警報等の運用停止及び名称変更	区分		配 備 基 準	配 備 体 制	
	第1配備	指令配備	○台風等の接近に伴い、大雨注意報若しくは <u>土砂災害注意報</u> が発表され、かつ、市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき ○市内に大雨警報， <u>土砂災害警報</u> ，暴風警報などの警戒レベル3相当の気象情報等が発表されたとき ○深夜から明け方に前記の気象情報の発表が予想され、総務部長が必要と認めたとき ○20mm／時間以上の降雨が数時間予想されるとき ○高齢者等避難を発令したとき ○市長が必要と認めたとき	警戒配備体制を強化するとともに、災害関係課及び本部事務局職員等で、情報収集連絡活動を円滑に行い、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。 (市長又は副市長が登庁)	
		※配備ごとの所要人員は、各課等において所掌業務等を勘案してあらかじめ定める。 ただし、気象情報等を考慮し、各部で参集職員を調整できるものとする。			
3-12		第3 災害対策本部 【本部事務局 各部】 1 設置基準及び配備内容 市長は、次の条件において必要と認めたときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。		第3 災害対策本部 【本部事務局 各部】 1 設置基準及び配備内容 市長は、次の条件において必要と認めたときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。	
危険警報や気象防災速報の新設及び名称変更	(1) <u>大雨危険警報，気象防災速報（記録的短時間大雨又は線状降水帯直前予測）</u> 又は <u>土砂災害危険警報</u> 等の警戒レベル4相当の気象情報等が発表されたとき		(1) <u>記録的短時間大雨情報</u> 又は <u>土砂災害警戒情報</u> 等の警戒レベル4相当の気象情報等が発表されたとき		
	(2) 市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき ア 大雨特別警報 <u>イ 土砂災害特別警報</u> <u>ウ</u> 暴風特別警報 <u>エ</u> 暴風雪特別警報 <u>オ</u> 大雪特別警報		(2) 市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき ア 大雨特別警報 イ 暴風特別警報 ウ 暴風雪特別警報 エ 大雪特別警報		
		(3) 以下のアからウのいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき。 ア 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき イ 局地的な被害が発生し、大規模な被害が発生するおそれがあるとき ウ 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき		(3) 以下のアからウのいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき。 ア 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき イ 局地的な被害が発生し、大規模な被害が発生するおそれがあるとき ウ 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき	
		(4) 大規模な被害が発生するおそれがあるとき		(4) 大規模な被害が発生するおそれがあるとき	
		(5) 避難指示を発令したとき		(5) 避難指示を発令したとき	
		(6) その他、総合的応急対策を必要と認めたとき		(6) その他、総合的応急対策を必要と認めたとき	

別紙 八千代市地域防災計画【風水害編】対照表

頁	暫定運用	現行
---	------	----

3-13

危険
警報
や気
象防
災速
報の
新設
及び
名称
変更

本部設置時の配備基準及び配備体制

区分	配 備 基 準		配 備 内 容
第2配備	指令配備	○ <u>大雨危険警報</u> ， <u>気象防災速報（記録的短時間大雨又は線状降水帯直前予測）</u> 又は <u>土砂災害危険警報</u> 等の警戒レベル4相当の気象情報等が発表されたとき ○市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき ア 大雨特別警報 <u>イ 土砂災害特別警報</u> <u>ウ</u> 暴風特別警報 <u>エ</u> 暴風雪特別警報 <u>オ</u> 大雪特別警報 ○以下のアからウのいずれかに該当する場合で，総合的な対策を講ずるため，市長が必要と認めたとき ア 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき イ 局地的な被害が発生し，大規模な被害が発生するおそれがあるとき ウ 大規模な停電・断水などが発生し，回復までに長期間を要すると見込まれるとき ○大規模な被害が発生するおそれがあるとき ○避難指示を発令したとき ○市長が必要と認めたとき	情報の収集・伝達，水防，輸送，医療救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。
第3配備	指令配備	○市内に重大な被害が発生したとき ○大規模かつ広域的な災害が発生するおそれがあるとき ○市長が必要と認めたとき	市の組織及び機能の全てを挙げて対処する体制とする。

本部設置時の配備基準及び配備体制

区分	配 備 基 準		配 備 内 容
第2配備	指令配備	○ <u>記録的短時間大雨情報</u> 又は <u>土砂災害警戒情報</u> 等の警戒レベル4相当の気象情報等が発表されたとき ○市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき ア 大雨特別警報 イ 暴風特別警報 ウ 暴風雪特別警報 エ 大雪特別警報 ○以下のアからウのいずれかに該当する場合で，総合的な対策を講ずるため，市長が必要と認めたとき ア 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき イ 局地的な被害が発生し，大規模な被害が発生するおそれがあるとき ウ 大規模な停電・断水などが発生し，回復までに長期間を要すると見込まれるとき ○大規模な被害が発生するおそれがあるとき ○避難指示を発令したとき ○市長が必要と認めたとき	情報の収集・伝達，水防，輸送，医療救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。
第3配備	指令配備	○市内に重大な被害が発生したとき ○大規模かつ広域的な災害が発生するおそれがあるとき ○市長が必要と認めたとき	市の組織及び機能の全てを挙げて対処する体制とする。

頁	暫定運用				現行			
3-18 ～19 新設 及び 名称 変更	第1 職員の動員・配備 【本部事務局 総務部 各部】 5 各部の配備・動員計画 各部長は、所管の部の「非常配備体制動員計画」を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めるとともに、作成した計画を随時総務部長に報告する。 総務部長は、各部から報告された配備・動員計画の写しを必要に応じて、動員連絡に当たる責任者・担当者に配布し、非常時の動員連絡に万全を期するものとする。 風水害時等の配備基準及び体制				第1 職員の動員・配備 【本部事務局 総務部 各部】 5 各部の配備・動員計画 各部長は、所管の部の「非常配備体制動員計画」を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めるとともに、作成した計画を随時総務部長に報告する。 総務部長は、各部から報告された配備・動員計画の写しを必要に応じて、動員連絡に当たる責任者・担当者に配布し、非常時の動員連絡に万全を期するものとする。 風水害時等の配備基準及び体制			
		本部	区分	配 備 基 準		本部	区分	配 備 基 準
		本部設置前	警戒配備	指令配備		本部設置前	警戒配備	指令配備
	応急対策本部	第1配備	指令配備	○台風等の接近に伴い、大雨注意報若しくは <u>土砂災害注意報</u> が発表され、かつ、市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき ○市内に大雨警報、 <u>土砂災害警報</u> 、暴風警報などの警戒レベル3相当の気象情報等が発表されたとき ○深夜から明け方に前記の気象情報の発表が予想され、総務部長が必要と認めたとき ○20mm／時間以上の降雨が数時間予想されるとき ○高齢者等避難を発令したとき ○市長が必要と認めたとき	災害関係課で、情報収集連絡活動が円滑に行える体制とする。 警戒配備体制を強化するとともに、災害関係課及び本部事務局職員等で、情報収集連絡活動を円滑に行える体制とする。（市長又は副市長が登庁）	応急対策本部	第1配備	○台風等の接近に伴い、大雨注意報若しくは <u>洪水注意報</u> が発表され、かつ、市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき ○市内に大雨警報、 <u>洪水警報</u> 、暴風警報などの警戒レベル3相当の気象情報等が発表されたとき ○深夜から明け方に前記の気象情報の発表が予想され、総務部長が必要と認めたとき ○20mm／時間以上の降雨が数時間予想されるとき ○高齢者等避難を発令したとき ○市長が必要と認めたとき
				○ <u>大雨危険警報</u> 、 <u>気象防災速報（記録的短時間大雨又は線状降水帯直前予測）</u> 又は <u>土砂災害危険警報</u> 等の警戒レベル4相当の気象情報等が発表されたとき ○市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき ア 大雨特別警報 <u>イ 土砂災害特別警報</u> <u>ウ</u> 暴風特別警報 <u>エ</u> 暴風雪特別警報 <u>オ</u> 大雪特別警報 ○以下のアからウのいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき ア 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき イ 局地的な被害が発生し、大規模な被害が発生するおそれがあるとき ウ 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき ○大規模な被害が発生するおそれがあるとき ○避難指示を発令したとき ○市長が必要と認めたとき				○ <u>記録的短時間大雨情報</u> 又は <u>土砂災害警戒情報</u> 等の警戒レベル4相当の気象情報等が発表されたとき ○市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき ア 大雨特別警報 イ 暴風特別警報 ウ 暴風雪特別警報 エ 大雪特別警報 ○以下のアからウのいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき ア 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき イ 局地的な被害が発生し、大規模な被害が発生するおそれがあるとき ウ 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき ○大規模な被害が発生するおそれがあるとき ○避難指示を発令したとき ○市長が必要と認めたとき
				情報の収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。				情報の収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。

別紙 八千代市地域防災計画【風水害編】対照表

頁		暫定運用						現行																														
			第3配備	指令配備	○市内に重大な被害が発生したとき ○大規模かつ広域的な災害が発生するおそれがあるとき ○市長が必要と認めたとき		市の組織及び機能の全てを挙げて対処する体制とする。			第3配備	指令配備	○市内に重大な被害が発生したとき ○大規模かつ広域的な災害が発生するおそれがあるとき ○市長が必要と認めたとき		市の組織及び機能の全てを挙げて対処する体制とする。																								
3-30 名称変更		第11節 避難対策 第2 避難指示等【本部事務局 総務部 都市整備部 上下水道部 消防部】 2 避難指示等の基準 浸水想定区域については、河川水位や利根川下流の洪水予報、過去に溢水した八千代1号幹線については警戒水位、また、土砂災害警戒区域については、 <u>土砂災害警報及び土砂災害危険警報</u> を基準に、避難の判断を行う。 なお、避難指示等の決定に当たっては、各種情報や関係機関からの助言を参考に、避難行動の開始時刻や避難方法などを総合的に勘案して迅速に行う。 また、 <u>気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）</u> が発表された場合は、必要に応じて屋外にいる者に対し、身近にある頑丈な建物等で身を守るよう呼びかける。							第11節 避難対策 第2 避難指示等【本部事務局 総務部 都市整備部 上下水道部 消防部】 2 避難指示等の基準 浸水想定区域については、河川水位や利根川下流の洪水予報、過去に溢水した八千代1号幹線については警戒水位、また、土砂災害警戒区域については、 <u>土砂災害警戒情報</u> を基準に、避難の判断を行う。 なお、避難指示等の決定に当たっては、各種情報や関係機関からの助言を参考に、避難行動の開始時刻や避難方法などを総合的に勘案して迅速に行う。 また、 <u>竜巻注意情報</u> が発表された場合は、必要に応じて屋外にいる者に対し、身近にある頑丈な建物等で身を守るよう呼びかける。																													
3-31 名称変更		イ 判断基準 洪水、土砂災害に対する避難指示等の判断基準は、次のとおりである。 〈避難情報の種類及び発令基準（土砂災害）〉 <table><tr><th>種類</th><th>対象地区</th><th>発令基準</th></tr><tr><td>【レベル5】 緊急安全確保</td><td>土砂災害 警戒区域</td><td>○<u>土砂災害特別警報</u>が発表されたとき ○土砂キキクルが「災害切迫（黒）」に到達したとき ○土砂災害が発生したとき</td></tr><tr><td>【レベル4】 避難指示</td><td>土砂災害 警戒区域</td><td>○<u>土砂災害危険警報</u>が発表されたとき ○土砂キキクルが「危険（紫）」に到達したとき ○避難指示の発令が必要となる強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過すると予想される場合 ○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき</td></tr><tr><td>【レベル3】 高齢者等避難</td><td>土砂災害 警戒区域</td><td>○<u>土砂災害警報</u>が発表され、土砂キキクルが「警戒（赤）」に到達したとき ○<u>土砂災害注意報</u>が発表され、夜間～明け方に<u>土砂災害警報</u>に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき</td></tr></table>						種類	対象地区	発令基準	【レベル5】 緊急安全確保	土砂災害 警戒区域	○ <u>土砂災害特別警報</u> が発表されたとき ○土砂キキクルが「災害切迫（黒）」に到達したとき ○土砂災害が発生したとき	【レベル4】 避難指示	土砂災害 警戒区域	○ <u>土砂災害危険警報</u> が発表されたとき ○土砂キキクルが「危険（紫）」に到達したとき ○避難指示の発令が必要となる強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過すると予想される場合 ○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき	【レベル3】 高齢者等避難	土砂災害 警戒区域	○ <u>土砂災害警報</u> が発表され、土砂キキクルが「警戒（赤）」に到達したとき ○ <u>土砂災害注意報</u> が発表され、夜間～明け方に <u>土砂災害警報</u> に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき		イ 判断基準 洪水、土砂災害に対する避難指示等の判断基準は、次のとおりである。 〈避難情報の種類及び発令基準（土砂災害）〉 <table><tr><th>種類</th><th>対象地区</th><th>発令基準</th></tr><tr><td>【レベル5】 緊急安全確保</td><td>土砂災害 警戒区域</td><td>○大雨特別警報が発表されたとき ○土砂キキクルが「災害切迫（黒）」に到達したとき ○土砂災害が発生したとき</td></tr><tr><td>【レベル4】 避難指示</td><td>土砂災害 警戒区域</td><td>○土砂災害警戒情報が発表されたとき ○土砂キキクルが「危険（紫）」に到達したとき ○避難指示の発令が必要となる強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過すると予想される場合 ○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき</td></tr><tr><td>【レベル3】 高齢者等避難</td><td>土砂災害 警戒区域</td><td>○大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂キキクルが「警戒（赤）」に到達したとき ○大雨注意報が発表され、夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき</td></tr></table>						種類	対象地区	発令基準	【レベル5】 緊急安全確保	土砂災害 警戒区域	○大雨特別警報が発表されたとき ○土砂キキクルが「災害切迫（黒）」に到達したとき ○土砂災害が発生したとき	【レベル4】 避難指示	土砂災害 警戒区域	○土砂災害警戒情報が発表されたとき ○土砂キキクルが「危険（紫）」に到達したとき ○避難指示の発令が必要となる強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過すると予想される場合 ○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき	【レベル3】 高齢者等避難	土砂災害 警戒区域	○大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂キキクルが「警戒（赤）」に到達したとき ○大雨注意報が発表され、夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき
種類	対象地区	発令基準																																				
【レベル5】 緊急安全確保	土砂災害 警戒区域	○ <u>土砂災害特別警報</u> が発表されたとき ○土砂キキクルが「災害切迫（黒）」に到達したとき ○土砂災害が発生したとき																																				
【レベル4】 避難指示	土砂災害 警戒区域	○ <u>土砂災害危険警報</u> が発表されたとき ○土砂キキクルが「危険（紫）」に到達したとき ○避難指示の発令が必要となる強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過すると予想される場合 ○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき																																				
【レベル3】 高齢者等避難	土砂災害 警戒区域	○ <u>土砂災害警報</u> が発表され、土砂キキクルが「警戒（赤）」に到達したとき ○ <u>土砂災害注意報</u> が発表され、夜間～明け方に <u>土砂災害警報</u> に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき																																				
種類	対象地区	発令基準																																				
【レベル5】 緊急安全確保	土砂災害 警戒区域	○大雨特別警報が発表されたとき ○土砂キキクルが「災害切迫（黒）」に到達したとき ○土砂災害が発生したとき																																				
【レベル4】 避難指示	土砂災害 警戒区域	○土砂災害警戒情報が発表されたとき ○土砂キキクルが「危険（紫）」に到達したとき ○避難指示の発令が必要となる強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過すると予想される場合 ○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき																																				
【レベル3】 高齢者等避難	土砂災害 警戒区域	○大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂キキクルが「警戒（赤）」に到達したとき ○大雨注意報が発表され、夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき																																				

別紙 八千代市地域防災計画【風水害編】対照表

頁	暫定運用	現行
---	------	----

3-31

名称変更

〈避難情報の種類及び発令基準（洪水）〉

種類	対象区域	発令基準等【対象河川】
【レベル５】 緊急安全確保	共通	○市内で氾濫が確認されたとき ○市内の河川水位が堤防高に達したとき ○市内の河川の洪水キキクルが「災害切迫（黒）」に到達したとき ○市内の河川堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等で決壊のおそれが高まった場合 ○市内の樋門・水門等の機能支障を発見した場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合
【レベル４】 避難指示	洪水浸水想定区域	【利根川】 ○ <u>氾濫特別警報</u> が発表され、氾濫流が本市へ到達するおそれが高まったとき 【高崎川（新川・桑納川・神崎川）】 ○洪水キキクルが「危険（紫）」に到達し、市内の河川水位が堤防高を超えるおそれがあるとき
	浸水実績箇所	【菊田川，勝田川の周辺】 ○洪水キキクルが「危険（紫）」に到達し、市内の河川水位が堤防高を超えるおそれがあるとき 【八千代１号幹線の周辺】 ○八千代１号幹線が警戒水位を超えたとき 【その他河川の周辺】 ○時間雨量35mm又は時間雨量20mmかつ連続雨量150mmを超えるとき
	共通	○ <u>大雨危険警報が発表されたとき</u> ○市内の河川堤防の異常な漏水，侵食等が発見されたとき ○避難指示が必要となるような強い降雨を伴う台風等が，夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき ○避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が，立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき
【レベル３】 高齢者等避難	洪水浸水想定区域	【利根川】 ○ <u>氾濫特別警報</u> が発表され，氾濫流が本市へ到達するおそれがあるとき 【高崎川（新川・桑納川・神崎川）】 ○洪水キキクルが「警戒（赤）」に到達し，市内の河川が氾濫するおそれがあるとき
	浸水実績箇所	【菊田川，勝田川の周辺】 ○洪水キキクルが「警戒（赤）」に到達し，市内の河川が氾濫するおそれがあるとき 【その他河川の周辺】 ○時間雨量30mm，時間雨量20mmかつ連続雨量50mm又は時間雨量10mmかつ連続雨量150mmを超えるとき

〈避難情報の種類及び発令基準（洪水）〉

種類	対象区域	発令基準等【対象河川】
【レベル５】 緊急安全確保	共通	○市内で氾濫が確認されたとき ○市内の河川水位が堤防高に達したとき ○市内の河川の洪水キキクルが「災害切迫（黒）」に到達したとき ○市内の河川堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等で決壊のおそれが高まった場合 ○市内の樋門・水門等の機能支障を発見した場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合
【レベル４】 避難指示	洪水浸水想定区域	【利根川】 ○ <u>氾濫発生情報</u> が発表され，氾濫流が本市へ到達するおそれが高まったとき 【高崎川（新川・桑納川・神崎川）】 ○洪水キキクルが「危険（紫）」に到達し，市内の河川水位が堤防高を超えるおそれがあるとき
	浸水実績箇所	【菊田川，勝田川の周辺】 ○洪水キキクルが「危険（紫）」に到達し，市内の河川水位が堤防高を超えるおそれがあるとき 【八千代１号幹線の周辺】 ○八千代１号幹線が警戒水位を超えたとき 【その他河川の周辺】 ○時間雨量35mm又は時間雨量20mmかつ連続雨量150mmを超えるとき
	共通	○市内の河川堤防の異常な漏水，侵食等が発見されたとき ○避難指示が必要となるような強い降雨を伴う台風等が，夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき ○避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が，立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき
【レベル３】 高齢者等避難	洪水浸水想定区域	【利根川】 ○ <u>氾濫発生情報</u> が発表され，氾濫流が本市へ到達するおそれがあるとき 【高崎川（新川・桑納川・神崎川）】 ○洪水キキクルが「警戒（赤）」に到達し，市内の河川が氾濫するおそれがあるとき
	浸水実績箇所	【菊田川，勝田川の周辺】 ○洪水キキクルが「警戒（赤）」に到達し，市内の河川が氾濫するおそれがあるとき 【その他河川の周辺】 ○時間雨量30mm，時間雨量20mmかつ連続雨量50mm又は時間雨量10mmかつ連続雨量150mmを超えるとき
	共通	○市内の河川堤防の軽微な漏水，侵食等が発見されたとき ○高齢者等避難が必要となるような強い降雨を伴う台風等が，夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき

(注)「共通」は，洪水浸水想定区域，浸水実績箇所に共通することを示す。

別紙 八千代市地域防災計画【風水害編】対照表

頁	暫定運用	現行			
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>共通</td> <td> <u>○大雨警報が発表されたとき</u> ○市内の河川堤防の軽微な漏水，侵食等が発見されたとき ○高齢者等避難が必要となるような強い降雨を伴う台風等が，夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき </td> </tr> </table> (注)「共通」は，洪水浸水想定区域，浸水実績箇所に通ずることを示す。		共通	<u>○大雨警報が発表されたとき</u> ○市内の河川堤防の軽微な漏水，侵食等が発見されたとき ○高齢者等避難が必要となるような強い降雨を伴う台風等が，夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき	
	共通	<u>○大雨警報が発表されたとき</u> ○市内の河川堤防の軽微な漏水，侵食等が発見されたとき ○高齢者等避難が必要となるような強い降雨を伴う台風等が，夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき			